

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	遊漁規則の変更命令			根拠条項	第170条第6項		
処分基準	<p>知事は、遊漁規則が次の各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁を不当に制限するものでないこと</li> <li>・遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること</li> </ul>						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次